

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用施設等の割増償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税1) (地方法人税、特別法人事業税：外(自動連動)) (国税) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税1)
		②: 上記以外の税目 (所得税：外(国税1)) (住民税：外(自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】      【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の認定を受けた輸出事業者（以下「認定輸出事業者」という。）であるものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）の割増償却ができることとする。
		《関係条項》 —
5	担当部局	輸出・国際局 輸出支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年12月～令和4年2月 分析対象期間：輸出促進法の改正法の施行の日～令和6年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	輸出促進法の改正法の施行の日～令和6年3月31日
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。
		《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和2年11月（令和3年12月改訂）に「農林水産物・食品の輸出拡

		<p>大実行戦略」が取りまとめられた。この中で、輸出目標達成のため、効率的な輸出物流や加工食品の輸出対応に必要な製造ラインの構築等に必要な設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を措置することとされた。</p> <p>このため、輸出促進法の改正を前提に、認定された輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上の特例を措置し、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>1. 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》</p> <p>②グローバルマーケットの戦略的な開拓</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を、段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の政策目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率（令和元年実績9,121億円から、毎年対前年14%増）とし、令和5年度末までに、令和4年度認定分は認定時の実績の118%（令和4年度と令和5年度の合計）、令和5年度認定分は認定時の実績の107%とする。</p> <p>注）目標設定に当たっては、改正輸出促進法の施行の時期（公布から6ヶ月以内）を考慮するとともに、認定は分析対象期間中に平均的に行われる、と仮定し、令和4年度認定分の1年目の年間増加率は14%の半期（50%）かつ、平均的認定（50%）により14%の25%（3.5%増）、令和5年度認定分の1年目の年間増加率は14%の平均的認定の50%により（7%増）とした。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2030年5兆円の輸出額目標を達成するためには、海外の規制や需要に対応した食品製造や効率的な輸出物流を構築するための設備投資を促進することが不可欠である。</p> <p>しかしながら、多額の設備投資後、輸出事業が収益化するまでの期間が長いことにより、輸出に取り組もうとする事業者にとって参入障壁となっている。</p> <p>このため、投資後の税負担を軽減する措置を講じることで、輸出拡大のための活動を支援することで、事業者の設備投資を後押しする。投資された設備が輸出事業の用に供されることから、輸出額増加への貢献が期待される。</p>

10 有効性等	① 適用数	単位：件	
		令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
	適用数	4	65
		<p>※ 法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。</p> <p>※ ②適用額欄に記載のアンケート調査を基に推計。</p> <p><b>【算定根拠】</b>詳細は別添1参照</p> <p>年間の輸出事業計画の認定見込件数を280件(Aとした上で、Aのうち設備投資を行う割合を90%(B)、Bのうち税制措置を利用する割合を30%(C)、Cのうち要件となる輸出割合を達成する割合を80%と仮定し、年間の適用見込み数を算定した。(約60件/年)</p> <p>令和4年度については、上記の算定に加えて、改正輸出促進法の施行後に輸出事業計画の認定及び施設等の整備を行い、かつ整備完了時点から年度内に決算日がある事業者が対象になることを考慮し、上記の値とした。</p>	
	② 適用額	単位：百万円	
		令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
	法人税	9	303
		<p>※ 適用額については、農林水産省による下記アンケートを基に推計。</p> <p><b>【算定根拠】</b>詳細は別添1参照</p> <p>令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援、設備投資予定についてアンケート調査を実施。</p> <p>アンケートから1件あたりの設備投資額及び普通償却額、割増償却額を試算し、適用額を算出した。</p>	
	③ 減収額	単位：百万円	
		令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
	法人税	1.5	51.0
	地方法人税	0.2	5.3
	特別法人事業税	0.2	5.7
	法人事業税	0.1	4.8
	法人住民税	0.1	3.6
	減収額 計	2.0	70.4
		<p>※ ②適用額欄に記載の農林水産省によるアンケート調査ヒアリング結果を基に推計。</p>	

		<p>【算定根拠】詳細は別添 1 参照 適用額に、それぞれの税率を乗じて、減収見込みを算出した。</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和 3 年 1 月から 11 月までの累計で、農林水産物・食品の輸出が以前（2019 年）の目標の 1 兆円を突破したものの、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円とする目標を達成するためには、輸出拡大の取組をさらに加速する必要があるところ、農林水産物・食品の輸出は、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を要することから、当該税制は 5 年間の割増償却の特例措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しするものである。</p> <p>一方、当該税制には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に外需の拡大が見込まれる。</p> <p>また、税制の適用にあたって事業者が作成する、輸出事業計画は農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の条件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に目標達成に資する輸出事業計画が認定され、また、当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年 14% 増）を達成すると見込んでいる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 2025 年 2 兆円、2030 年 5 兆円の達成のためには、輸出先国の規制やニーズに沿った産品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要であり、輸出に取り組む事業者を育成するため、昨年 12 月に輸出拡大実行戦略を改訂し、本税制を含めた支援措置に取り組んでいくこととしている。</p> <p>本税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）として活用できる。この活動により輸出事業が早期若しくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。</p> <p>このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2 兆円、5 兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年 14% 増の輸出実績となることを見込んでいる。</p>

	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>輸出額の増加によって将来的な税収の増加に貢献するとともに、本特例措置によって促進される設備投資の経済波及効果を試算したところ、以下の通りとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>②の試算に用いた1件あたりの設備投資額に年度ごとの適用見込み件数を乗じて、設備投資額の計を試算し、この値を元に産業関連表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p>なお、減収に伴う機会費用の金利については、単位未満である。また、当該税制特例は課税の繰り延べであり、後年度益金に算入されることから、期間全体を通せば減収とはならない。</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">70.4</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td style="text-align: center;">920</td> <td style="text-align: center;">14,030</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td style="text-align: center;">1,445</td> <td style="text-align: center;">22,031</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(98部門)を使用。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p>		令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	減収額	2.0	70.4	投資額	920	14,030	経済波及効果	1,445	22,031
	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)												
減収額	2.0	70.4												
投資額	920	14,030												
経済波及効果	1,445	22,031												
<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画(施設整備計画)に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特例措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることにより、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。</p>												
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業(令和4年度予算概算決定額：6億円、令和3年度補正予算額：64億円)は、本制度と同じく農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出の拡大に向けた設備投資を促すことを目的とする補助事業であり、本制度ではこの補助事業の対象外となっている施設等を対象としている。</p> <p>また、農産物等輸出拡大施設整備事業(令和3年度補正予算額：48億円)は、輸出を目的とする補助事業であるものの、共同利用施設の整備など、産地競争力の強化という側面が強いことから、その補助事業の対象施設を当該税制の対象外とするのではなく、補助金の交付を受けないことを条件と</p>												

		しており、役割分担ができています。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体と連携して輸出産地・事業者を支援していくことで、その地域の生産基盤の維持強化・食料の安定供給のみならず、農林漁業者に拡大する販路を提供することで所得の安定や増大が図られるとともに、地域の食材を活用する食品製造業の発展や地域経済の活性化に寄与することが期待される。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

事 項	R4年度	R5年度	備考	
輸出事業計画の認定見込件数（累計） A	280	560	直近の見込みとして、輸出産地としてリスト化した324(要望時点)の実施主体のうち、未認定の約280については早期に輸出事業計画を策定することを目標としている。さらに、令和4年度以降は輸出事業計画の認定が補助事業等の支援制度の採択要件になることから、輸出事業計画の認定数は継続して増加することが予想される。そのため、令和4年度の認定見込み数を280件とし、毎年度、同数程度の計画認定が行われると仮定した。	
R4年度認定	280			
R5年度認定		280		
Aのうち設備投資を行う件数（累計） B	252	504	A×90% 輸出事業計画の認定が支援制度の採択要件になることから、認定事業者が設備投資を実施する割合は高いと予想される。そのため、Aの90%が設備投資を行うと仮定した。	
R4年度認定分	252			
R5年度認定分		252		
Bのうち税制措置を利用する件数（累計） C	76	152	B×30% 認定事業者への支援制度として、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業(HACCPハード事業)等の輸出拡大を目的とした予算措置があり、税制措置との併用はできない一方、HACCPハード事業等の対象とならない施設整備については税制措置の積極的利用が見込まれることを想定し、Bのうち30%が税制措置を活用すると仮定した。	
R4年度認定分	76			
R5年度認定分		76		
適用件数（累計） D	4	65	C×80%(輸出割合を達成する件数) 輸出事業計画の認定事業者については、農林水産省等において輸出額目標の達成に向けて継続してフォローアップをしていくことから、Cのうち80%が税制措置の利用要件となっている輸出割合を達成すると仮定した。 ※R4年度分は法律の施行時期等を勘案し更にCの1/16を見込んだ。	
R4年度認定分	4			
R5年度認定分		61		
対象設備1件当たりの設備投資額(百万円) E-1			令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援についてアンケートを実施した。 設備投資の予定がある事業者から、設備の内容・投資予定金額を聞き取り、1件当たりの設備投資額を試算した。	
建物・構築物・建物附属設備	156	156		
機械装置	125	125		
施設・設備投資額(百万円) E-2	920	14,030	D×E-1	
建物・構築物・建物附属設備				施設整備を行う者のうち、建物等を整備する割合71%
R4認定分	445			
R5認定分		6,786		
機械装置			施設整備を行う者のうち、機械装置等を整備する割合95%	
R4認定分	475			
R5認定分		7,244		
対象設備1件当たりの普通償却額(百万円) E-3			対象設備として減価償却資産の耐用年数等に関する省令における建物の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造りのものの食品工場等を想定し、耐用年数24年又は38年として試算。 減価償却資産の耐用年数等に関する省令における機械及び装置の食料品製造業用設備を想定し、耐用年数10年として試算	
建物・構築物・建物附属設備	4	4		
機械装置	13	13		
適用額・割増償却額(百万円) F	9	303	適用件数×整備割合×普通償却額×割増償却率(建物・建物附属設備・構築物は35%、機械装置は30%) ※R4年度の認定分については法律の施行時期を勘案しR4を半期(1/2)にて試算。	
建物・構築物・建物附属設備	2	71		
機械装置	7	232		
減税額(百万円) G	2.0	70.4	<前提条件> 以下の条件により減税額を算出した。 ・輸出事業者は、輸出事業特有のリスクに対応可能なレベルまで生産性や資本力を高めている中堅企業(資本金1億円超)以上を想定。 ・地方税に係る税率は、地方公共団体が標準税率に定める率を乗じて課税することができるものの、算出にあたっては標準税率を採用。 ・1法人は、1の市町村に3事業所(本社1、2工場)を想定。	
法人税 G-1	1.5	51.0	F×法人税率(23.2%)×黒字率 <sup>※</sup> (72.6%) ※会社標準調査(国税庁 令和元年度)資本金1億円超の利益計上法人の割合(資本金1億円以下の企業であっても積極的に認定を受け、設備投資を行う企業であれば1億円超の企業と同程度の利益計上と想定)	
地方法人税 G-2	0.2	5.3	法人税減収額(G-1)×10.3%	
特別法人事業税 G-3	0.2	5.7	F×2.6%×黒字率(72.6%)	
法人住民税 G-4	0.1	3.6	法人税減収額(G-1)×7%(道府県民税1%、市町村民税6%)	
法人事業税 G-5	0.1	4.8	F×2.2%(所得割1%、付加価値割1.2%)×黒字率(72.6%)	
減税に伴う機会損失	0.001	0.035	国債の最低金利保証率(0.05%)を乗じて試算	

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和4年度	生活関連産業用機械 (475)	建築・建設補修 (445)
令和5年度	生活関連産業用機械 (7,244)	建築・建設補修 (6,786)